

# 予算決算審査委員会報告書

平成28年9月28日

備前市議会議長 鵜川晃匠 殿

委員長 橋本逸夫

平成28年9月28日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

## 記

案 件	審査結果	少数意見
議案第88号 平成28年度備前市一般会計補正予算(第2号)	修正可決 (付帯決議)	なし



## 予算決算審査委員会記録

招 集 日 時	平成28年9月28日（水）	午前9時30分		
開議・閉議	午前9時30分	開会　～	午前11時47分	閉会
場 所 ・ 形 態	委員会室 A B	会期中(第6回定例会) の開催		
出 席 委 員	委員長	橋本逸夫	副委員長	川崎輝通
	委員	山本恒道		田原隆雄
		尾川直行		田口健作
		津島 誠		掛谷 繁
		守井秀龍		立川 茂
		西上徳一		山本 成
		石原和人		森本洋子
		星野和也		
欠 席 委 員	なし			
遅 参 委 員	なし			
早 退 委 員	なし			
列 席 者 等	議長	鶴川晃匠		
	参考人	なし		
説 明 員	市長室長	今脇誠司	総合政策部長	佐藤行弘
	市民生活部長	大西武志	保健福祉部長 兼福祉事務所長	高山豊彰
	まちづくり部長	中島和久	教育部長	谷本隆二
	日生総合支所長	星尾靖行	吉永総合支所長	金藤康樹
傍 聴 者	報道関係	読売新聞		
	一般傍聴	なし		
審 査 記 録	次のとおり			

## 午前9時30分 開会

○橋本委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席は15名です。定足数に達しておりますので、これより予算決算審査委員会を開会します。

それでは、議案第88号平成28年度備前市一般会計補正予算（第2号）の審査を行います。

本案については、各分科会においてその審査が終了していますので、これより各分科会からの報告を行います。

まず、総務産業分科会の審査報告を願います。

○山本（恒）主査 市長室、総合政策部関係。歳入、地方特別交付税81万1,000円増について、当初予算では県から示された予算の伸び率を参考に編成するが、税制改革に基づき7月26日の交付決定により補正したもの。

地方交付税の動向と内訳について、28年度は前年とほぼ同額の見込みだが、特別交付税の最終的な交付決定は3月下旬であり見込み切れない。スクールバス直営化による約3,000万円、公立保育園在籍人員の増、定員区分の変更による8,500万円、人口急減補正により1億1,500万円、臨時財政対策債、合併特例債等の償還による約8,700万円。

繰入金、まちづくり応援基金繰り入れについて、当初予算は老人保護措置費で充当していたが、普通交付税の交付決定により繰り入れを減額。

市債、市債についての考え方、不用な元利償還金を極力抑えながら、交付税は満額措置をいただいている。

歳出、総務費、弁護士訴訟委託料の内容、旧アルファビゼンに関する未収債権による督促、徴収の義務を怠った市の違法確認を求める訴訟案件の経費。被害算定委託料について、設備設計をしている建築事務所を選びたい。立ち入り許可は、警察とも協議しながら市長も含めて担当部署で判断する。ここに来て調査をすることの意味は、刑事事件としての時効が迫っているが、民事事件の請求には有効なのでここで予算を計上した。旧アルファビゼンを解体、撤去したとしても、民事の時効まで損害賠償請求に対応できる。損害賠償請求をするため調査をしておくものである。ボランティアで調査の申し入れのある会社もあるが、取り扱いは可能か。委託業者は入札で決定することが適当である。

マルタ共和国での海外離島調査参加負担金について、加入している離島審議会から市長が出席する参加負担金。

人材派遣業務委託料の増額理由、ふるさと納税関係での繁忙期にスポットで延べ5名程度の採用をするため、賃金の減額を合わせて計上したものです。

日生、吉永総合支所、三石出張所測量調査設計委託料は建てかえのためか。建てかえすることを前提として基本構想策定委託料です。現在地で建てかえは合併特例債の対象か。支所、出張所の機能のみを持った施設の建てかえなら対象になる（「ならない」と後刻訂正）ので、どのような機能を付加した施設にしていくという基本構想の作成です。ロードマップは必要ではないかと

の意見もあり、支所の臨時雇い賃金の必要性は、正職員の事務を補助するため、7人を配置。解体撤去工事費の内容について、吉永総合支所の旧議会棟の解体工事の概算設計による計上です。三石出張所の壁も合わせて修理できないのか、別に計上して行うこととなります。

安全対策費、LED化の要望は、当初予算では200灯、400万円を計上した。現在の実績は197棟であり、追加で50棟を計上している。

庁舎建設委託料1億円の内訳は、基本設計2,600万円、実施設計6,000万円、解体設計1,000万円、ボーリング調査費約400万円。基本設計と実施設計を切り離すべきではないか。来年度当初は骨格予算となり、実施設計は6月補正となるため、9月が設計に入る工事費の予算計上が3月に間に合わないのと同じ業者に同じ考えで設計ができるということから、ここで計上しています。基本設計は皆さんの意見を十分反映させていきたいとの考えはある。

公有財産購入費について、348.22平方メートルで3万6,098円、平米、鑑定士の鑑定済みです。

自主防災組織活動の補正での理由、当初2名の防災士資格助成金を計上していたが、4名分の計上を追加した。

教育費、社会教育費の備前ミュージアム耐震診断について、11月ごろから耐震診断を行いたいというようなことです。

○橋本委員長 主査からの報告が終わりました。

これより審査報告に対する質疑を行います。

○掛谷委員 25ページの庁舎の建設の中で基本設計、実施設計、詳細設計、今説明がありましたが一括発注のメリット、逆に言えば、別発注のメリット、デメリットを。一番懸念されるのは、建設が、設計がおくれることによって工事が完成できなかつたら問題になってくると思うが、そのところをもう少し、我々聞いていないので教えていただきたい。この1億円の測量調査設計委託料。

○山本(恒)主査 いやいや、それはもうみんながよく知っているように、ばらばらにしたほうがいいのかと言われる意見もありましたし、それから当局は一緒にしたら、この人がしたらよくわかっているのです。するすつとできるというような、そういう説明です。

○橋本委員長 よろしいか。

○掛谷委員 それぐらい、総括で聞きます。

○橋本委員長 はい、総括で聞いてください。

ほかにございませんか。

〔「休憩をお願いしたい」と石原委員発言する〕

どういうことで。

○石原委員 今の発言にちょっと確認ですが。

○橋本委員長 暫時休憩します。

午前9時44分 休憩

午前9時47分 再開

○橋本委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

ただいまの石原委員の質疑に対して確認の意味で山本主査から答弁願います。

○山本（恒）主査 日生、吉永総合支所、三石出張所測量調査設計費用は建てかえのためか。建てかえすることを前提とした基本構想策定委託料です。現在の地で建てかえは合併特例債の対象か。支所、出張所の機能のみを持った施設の建てかえなら対象にならないということです。

○橋本委員長 よろしいか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を打ち切りまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、審査報告に対する質疑を終了します。

以上で総務産業分科会主査からの報告を終わります。

次に、厚生文教分科会の審査報告を願います。

○掛谷主査 いろいろあるが、一応問題になったようなところ、議論があったところを中心に報告をさせていただきます。

まず、厚生関係ですが、23ページをごらんください。

ここでは、地域振興費の負担金補助及び交付金2,900万円、タクシーチケットの利用補助券が増加を見込んでの計上と。障害者1、2級の対象等も考えているということです。一番議論となったのは、70歳以上であるとか、何百メートルというようなこととか、そういった利用基準というものがどんどん変わってきて、今後どうあるべきかということの課題があるというような意見がございました。

次は29ページ、児童福祉費、商品券発行事業5,500万円は、説明では高校世帯に対する生活応援券であると。委員からは、高校世帯に5万円の応援券を支給するには反対ではないが、未就学児、高校生に手厚くなるのではないかと。あと、義務教育1万円を配っていますが、年齢の子供に対しても手厚くするべきではないかと。逆に、ここで言っていないですが、保育料の無料化なんかはもっと手厚くなっているというような話もありました。あとは、ばらまきではないかと、月5万円、ばらまきというようなことでも意見がありました。

次に、3つ目は31ページ、児童福祉費の幼保一体型施設整備、この工事に1,500万円。これは、外構工事を別途発注したということで、擁壁、排水、舗装工事等ということでありませぬ。施設整備費に4,616万5,000円。これは、施設内備品、机、椅子等、また遊具の購入等に計上しているという話でありました。

4番目、33ページ、衛生費、環境衛生費、負担金補助及び交付金66万円は、市外の火葬場を利用する際の補助金で、説明では施設が重なって使えない、災害対応、炉の老朽化などから今回初めて計上させていただきましたということでした。

5番目、35ページ、衛生費、清掃費の備品購入費2,289万3,000円は、ハイブリッドパッカー車の購入です。

委員からはこういった質問が出たということでございます。

次に、文教関係に入りますが、19ページ、歳入ですが、教育費の雑入44万円、小学校特定英語助成金ということで予算内での執行ということでした。

2番。これは歳出になります。

小学校費の需用費、工事請負費8,976万3,000円増は、タブレットの修繕費360万円と小学校のプール修繕費に8,000万円ということでありました。タブレットについて高額な修繕費等、これは買ったほうが安いのではないかと、こういう指摘もありましたし、余剰の台数の利用の見直し、余ったタブレット、そういったものもあるので見直してというような話がありました。

それから、内訳別紙参照というのは8,000万円の、皆さんのお手元にはA4判の、ここで、プールが黒丸印と丸印があって、大プールのところ、補助プールのところ、黒丸印が改修予定をしているところです。あと、防水補修とか、それをずっと右側に合計されており8,000万円と。こういう横型のA4判に詳しく載っていますので、これを参照願いたいと思います。

〔「ないよ」と呼ぶ者あり〕

いや、皆さん持っていると思います。

〔「ボックスに入っている」と呼ぶ者あり〕

入っていると思う。全員に配っているということを聞いています。

〔「ボックスに。ほんなら休憩じゃ」と呼ぶ者あり〕

○橋本委員長 暫時休憩します。

午前9時55分 休憩

午前9時58分 再開

○橋本委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

掛谷主査、続きをお願いします。

○掛谷主査 45ページについては、そういう詳細が別紙にあるので参考にしてください。

次に3、教育費、社会教育費、図書館費の電算システム改修。この導入については初めての導入ということで2,895万5,000円。ウイルス対策とかソフト、ハードの更新、図書費です。図書の関係のそれぞれのソフト、ハード、本館と、本館というのが市民センターのことだと思います、日生、吉永で行うためというふうな話がありました。

4、教育費、保健体育費、学校給食費266万2,000円。これも初めての事業ということで、委員からも食育の考え方等の議論もありましたし、地元の食材を使っていきたいと、また伝統文化に触れるようなことを考えていきたいとか、これから来年も再来年も継続を執行部は考えていきたいと、こういう話でありました。

○橋本委員長 それで、先ほど休憩中に指摘がありました厚生関係の④で訂正がありましたら、

訂正をお願いいたします。

○掛谷主査 市内外火葬場を利用する際の補助金で計上させていただきますということで……。

○橋本委員長 施設の重複や災害対応そういったものは削除ということで。

○掛谷主査 その辺は削除にしてください。

○橋本委員長 ただいま主査からの報告が終わりました。

これより審査報告に対する質疑を行います。

○星野委員 文教関係の①、教育費、雑入44万円、小学校特定英語補助金であり、予算の範囲内で行っているとのことと書いていますが、これはたしか50万円を限度額として、補助率2分の1という説明だったと思うが、予算の範囲内というのは表現としておかしいのではないでしょうか。

○掛谷主査 50万円が上限だから44万円なので、その予算の中、範囲だというふうに思っているが。

○星野委員 補助率が2分の1だと説明があったと思うが。

〔「そうですね」と掛谷主査発言する〕

だとすれば、予算の範囲内という表現だとおかしいじゃないですか。

〔「まあ……」と掛谷主査発言する〕

○橋本委員長 まあじゃなくて、挙手をして答弁してください。

暫時休憩します。

午前10時02分 休憩

午前10時05分 再開

○橋本委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

○掛谷主査 文教関係①、教育費、雑入44万円は小学校特定英語助成金である。

○橋本委員長 と修正をしたいということですね。

○掛谷主査 あとは削除してください。

○橋本委員長 それで星野委員よろしいですか。

○星野委員 はい。

○橋本委員長 引き続き主査からの報告に対する質疑を行います。

○田原委員 何点かお尋ねします。

○橋本委員長 一問一答でお願いします。

○田原委員 わかりました。そのほうが助かります。

31ページ、幼保一体化設備の件です。工事請負費の1,500万円、これは外構工事というのですが、要するに当初予算で予算をとって入札をして、通常外構工事も含めた形の予算をとると、それで入札をする。それには当然発注残とか見積もり残があると思うが、大体そういうようなものは外構工事を含めた形の予算を通常とるわけだが、これはもう頭から外構工事は別ということだったのか。

○掛谷主査 そういうふう聞いています。別注で発注したと。

○田原委員 いやいや、予算の編成の仕方を聞いている。

○掛谷主査 それは、入ってなかったのではないかと思うが。

○田原委員 それは後で聞きます。

それから、備品購入の4, 600万円の内訳を教えてください。これはどうなっているのか。

○橋本委員長 答弁できますか。答弁できなければ後でということ。

〔「なければもう向こうに聞かないと仕方がない」と田原委員発言する〕

ちょっと執行部に聞いてもらいましょうか。

○掛谷主査 わからないです。

○橋本委員長 今、内訳は持ち合わせていないようですので、後ほど執行部にでも尋ねてください、総括で。

○田原委員 次に、45ページの学校のプールの件です。

今回、8,000万円の中でプールの補修とタブレットということですが、まずプールの補修8,000万円。各学校、いろいろな懸案事項を全部解決してやろうという意気込みは大変ありがたいが、ここまで辛抱して事故が起きることがなかったかなという心配をしています。もうここまで何で待たせていたのかというような議論はなかったか。

○掛谷主査 今確かに老朽化していることに対して予算要求はしてきたという話も各委員が何人かおられたとは思っています。それは聞いております。

○田原委員 わかりました。その程度の質疑であれば、当局に聞かざるを得ません。ここは小学校のものです、中学校も使っていないプールがあるわけ。そういうことについての方針についてという質疑なり議論はなかったでしょうか。

○掛谷主査 中学校は、今備前中が久々井のプールへ行っていると。それから、伊里は、伊里小学校で使わせてもらっているのかな、伊里中は。

〔「いや、議論があったかななかったか。あとはこっちで聞きます」と田原委員発言する〕

いや、そんな議論はなかったです。

〔「あったがな」と呼ぶ者あり〕

いや、議論って。あったんですけども、そのプール使用についてという……。

〔「使用について言ようりゃへんがな。中学校をどうするか言よんじゃが」と呼ぶ者あり〕

整備のことをずっとおっしゃられよる。

○橋本委員長 暫時休憩いたします。

午前10時10分 休憩

午前10時12分 再開

○橋本委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

○田原委員 タブレットを導入するときに、保管庫と充電のことを随分すったかもんだか言った記憶があるが、そういうことについて、もうあれはええようになったんかね。

○掛谷主査 このたびは、タブレットを落としたりすると全損もあるし、中ぐらいもあるし、ちよつとしたガラスというか表面の破損があったり、いろいろケースがあるらしいです。それで、一番高いのがたしか8万数千円というのが載っていたが、こんなに修繕費が要るのであれば余っているものを使えないのかと、そういう話が出たわけで、保管庫であるとか、そういうことではありませんでした。そういう話ではないです。

○田原委員 私が言いたいのは、あのときに保管庫がないからとか充電の施設がないからとかということかなり議論があった中で、とにかくそれよりもということでスタートしたわけですが、今回これが出ているということはそんなことよりもこの修繕のほうが優先する予算だというふうに解釈しとったらいいですねということを知りたい。

○掛谷主査 そういうこともありつつ修繕費等のことですので、そっちのほうの議論はなかったです。

○田原委員 49ページの教育費、第7項保健体育費の体育施設の施設整備費について、工事請負費で施設整備工事870万円。これは何でしたか。説明欄の施設整備工事というところですか。

○掛谷主査 旧の伊里幼稚園跡地のトイレの整備がたしか179万8,000円、そう聞いております。それから、総合体育館の中の、細部ありますけど、非常用発電機、これがあります。そういったものです。

○田原委員 私が聞いたかったのは、体育施設の工事請負費で施設整備工事ということですよ。要するに私たちはさきの6月議会で、体育設備の補修をしてくださいという全会一致で要求していることについて予算がついてないが、そういう議論があったかどうかということを知りたかった。

○掛谷主査 それはありませんでした。

○尾川委員 報告書の下から2番目の図書館費の電算システム改修委託料について、2,895万5,000円。前回は委員の中からもいろいろ意見が出て、これは執行部に聞くほうがいいかもしれないが、図書館、中央図書館か各図書館と学校とのシステムの連携というか、そういう仕組みを大分前回は議会としてはかなり強い意見が出たが、そのあたりの改修の中身がわかったら教えてください。

○掛谷主査 わかる範囲は、ここで新たな導入を図書館——間違っていたらまた聞いてください、あちらに——本館、それから吉永、日生ですか、新たなウイルスの対策をすると。ファイアウォールに30万円かけるとか、ソフト、ハードにも2,078万円、委託に765万円だったかな。そういった今おっしゃったような、新たな図書館との連携構築をここでしたいという。

これは、何か5年前……。

〔「改修というて書いとんよ、したいって」と呼ぶ者あり〕

委託です、委託ですから。

シャットダウン、いわゆるよく落ちるようなことがあったということもあって、ここで新たに改修を、委託を、また導入をしたいというふうに聞いています。

○橋本委員長 ほかに主査に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を打ち切りまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、審査報告に対する質疑を終了します。

以上で厚生文教分科会主査からの報告を終わります。

以上で分科会主査報告を終わります。

次に、総括的な質疑をお受けしますが、既に各分科会での審査を終えていますので、詳細な質疑はお受けできない場合がありますので、御了承願います。

それでは、御発言のある方は挙手を願います。

○掛谷委員 先ほど主査に申し上げた25ページの市庁舎1億円。

本庁舎の関係で、1億円の測量調査設計委託料。これを基本計画とか実施計画とか詳細設計一括とするメリット、一応言われているようですが、我々ちょっと聞いてないもので。

これをしないと相当、ばらばら発注すると工事自体がおくれたり、もっと言えば合併特例債の使える期限内にできないのか。例えば基本計画と実施計画、一旦切ってやる、そのタイムラグというのがあった場合には、これは合併特例債が使えるならばいいが。なぜ一括にしたのか、メリット、デメリット。それぞれ分割でできるのかどうか、どういう問題が起こるのか教えていただきたい。

○佐藤総合政策部長 この委託料について一括で計上しているということです。

実施設計までの期間として、8月22日の庁舎の整備の特別委員会でスケジュール案をお出ししていますが、業者決定から実施設計のでき上がりまでを1年間、12カ月というふうにしています。基本設計が1月から始まり、でき上がるのが恐らく3カ月から4カ月かかるだろうと。それから、パブリックコメントということも間に挟み実施設計を行って、来年の12月までには実施設計を終わりたいというスケジュールになっています。

ここで基本設計と実施設計と予算計上を分けたとすると、当然契約もそのような契約になってくるので、基本設計が終わり、実施設計をする業者を決めるまでに契約行為を行う時間が必要になってきます。そうしますと、予定している12カ月という期間内に終わらないという可能性が出てきます。そうすると、先ほどお話があったように工事の入札が当然おにくるということになり、全体のスケジュールが後ろにずれていって、合併特例債の適用期限に間に合わないということが起こるといえるのが考えられます。

そういうことから、この契約を一つの業者で全部行いたいということで、今回全て一つの予算で計上したということです。

○橋本委員長 ちょっと待ってください。今、メリット、デメリットということで、メリットだけでなくデメリットはどうですか。

○佐藤総合政策部長 今、私申し上げたのは、もし分けた場合のデメリットということの内容でお話をさせていただきました。

メリットは、一括で発注すると1年という想定する期間内に終わるとというのがメリットですし、デメリットといいますと、分けて発注した場合にはこの1年という期間内で終わらないというようなことが考えられるということです。

○掛谷委員 最終的には工事発注がされるのもおくれるし、合併特例債を使う、平成31年度でしたか、ここまでには完成ができない可能性があるということをお聞きして、なかなかぎりぎりの線で来ているので、我々委員としてもお任せという部分もあり、いやいやちょっとそれは別々でしたほうがいいということもあります。

そこで、一つ聞きたいが、一括発注と別々にした場合の経費、入札が入るが、それは変わらないのか。

○佐藤総合政策部長 経費の部分で一括で発注するほうが安くなると思います。別々で発注すると基本的な部分がそれぞれ必要になってきますので、金額がどれぐらいかというのは今わかりませんが、高くなるというふうに考えられます。

○川崎副委員長 関連で、12カ月あるということで、通常は基本設計の業者と実施設計はほとんどの公共事業は別枠で入札をやると聞いています。12カ月という中で、基本設計がはっきり言って決まらないうと、一業者であったとしても実施設計へ移れないわけでしょう。となれば、やはりここで基本設計、実施設計は本来別々に入札やるということであれば、時間がないというのであれば、基本設計を特別委員会ですっかり早くもんで基本設計を早くやれば、実施設計別の業者であっても来年12月までという期間があるから、十分実施設計は可能ではないかと私は思う。

一業者が基本設計も実施設計もやるのは本来の公共施設のやり方ではないと、そういうのが基本だと聞いているので、やったらだめということではないでしょうが、時間的にも12カ月ということであれば、ここは今特別委員会ではないが、特別委員会での基本設計の決定をより早くやれば十分、実施設計別の業者として入札やれば、来年12月までには完成できると私は思うが、その辺の見解はどうでしょうか。

○佐藤総合政策部長 基本設計が終わり、その後にパブリックコメントを行いたいと思っています。その期間も必要になるし、それから実施設計の業者を決める契約行為がまた間に別に入りますので、その期間も含めると、やはり今予定している12カ月ということでは終わらないのではないかとということが想定されるということです。

○田口委員 川崎委員も言われたが、基本設計と実施設計を一緒にするとかということが基本的に、物理的にできるかもわからないが、基本設計の設計がちゃんとできないのでは、実施設計の契約ができるわけない。そういうごじゃを備前市役所はしようとしているのか。

○佐藤総合政策部長 もちろん業務そのものは基本設計をしっかりとやって、そのでき上がった成果をもって実施設計に移っていくというのは、これはもうもちろんそのとおりですが、契約行為を間に挟まないと、新たに入札をすとかそういうことを挟まないとということで、時間の短縮につながるということです。

○田口委員 それは部長、どう考えても、基本設計がどういう形になるかわからないのに、一緒に次の実施設計の契約をすること自体がおかしな話だ。それを分けたからというて何の時間がかかるのか。そういうことをしようとする自体がおかしな話で、もっとやはり透明性を持たすのであれば、当然基本設計と実施設計は別だ。

いつもこうやって予算一緒に組んでくるが、そういうことをすること自体がもともと間違いだ、あんたらの場合は。やはり誰が見てもしっかり頑張っているなというふうに予算というのは計上してもらわないと、こんなもの認めるわけにいかないと思う。もう答弁ええ。

○田原委員 私も同感です。本設計ができてパブリックコメントを出して、何を聞いて何をしようとしているのかと。やはり本設計をつくってパブリックコメントがあって、それで若干の修正もあるかもしれないし。それで、契約議決が要るなら臨時を開けばいいし。来年度、当初は骨格予算なので、出すのが6月です。骨格予算は何のために骨格予算なのか、来年3月。それをお願いします。

○佐藤総合政策部長 骨格予算というのは首長、私どもでいえば市長の選挙があるということで、経常的あるいは義務的な経費は3月の議決をいただく当初予算に計上し、政策的あるいは投資的経費のうち政策が絡むような経費については6月、選挙後に計上するということです。

○田原委員 そういことでしょうか。市長選挙があるから骨格予算しか組まないわけでしょう。何のために組まないかということは、市長が変わるかもしれないから骨格予算で出すわけだ。ならそこにワンクッション置いて、いろいろパブリックコメントも求めて、それで立派な基本設計を出して、次に実施設計の予算を組むのがこれはルールじゃないのか。

時間的問題がなければ、臨時会を開くなりして少しでも早く契約をしてもらうような段取りを考えるのが事務方のする仕事だ。何もここで基本設計と実施設計として最後のけつまでを何でこの時点でしないといかないのかという不透明性さについては、私は幾ら言われてもわからない。意見です。

○川崎副委員長 分科会でも言ってきたが、5万円というのは、私は基本的に高校生の高額費用の負担を、公立で40万円、私立で100万円かかるような状況の中では少しでも援助してやることは必要だと思う。特に一般質問で言ったように、5万円の計上の趣旨というのは、奈義町が通学費で月5,000円の年間6万円を補助しているという流れがあるということなので。

やはり、生活応援券ということで地域の活性化につながる、二重の意味で応援券を出すことは基本的にいいことだと思うが、そういう応援券などというのは、来年度市長が変わったらどうなるかわかりませんが、今の市長が応援しようということなら何でそれなりの制度化をやらないのか。もし1年で終われば、来年度入ってくる高校1年生なんかにはそのメリットがないわけで、

子育て、教育の充実ということといえば、やはり一貫性があると。高校生の医療費無料化だとか保育料の無料化というのもできているから、少し義務教育が弱くなっていますが、高校生をそういうことで制度化することによって、ゼロ歳児から18歳まで一貫して子育て及び教育の整備というか、教育条件の充実ということになると思う。

何で制度化ということ、分科会でも来年以降も継続したいということは確認したが、やはりその裏づけというのは制度化が一番だと思う。なぜ制度化というところまで踏み込めないのか、その辺について説明をお願いします。

**○高山保健福祉部長** 子育て世帯応援券の件ですが、この件については、執行部としては継続して行いたいという気持ちはございます。ただ、今回そこまでの設計はできていません。前回6月議会以降検討したわけですが、今回提案させていただいている分については単年の設計となっています。執行部の思いとしては、継続という思いがございまして、継続ということになれば、もう一度議会にお諮りをするようになろうかというふうに考えています。

**○田原委員** 関連ですが、制度化というのはやはり財政計画があってこういう仕組みを考えて、だからというような形で当初予算で出てくるべきものです。それがぽんと何で臨時で出てくるのかという疑問があります。そういうものだと思います。補正予算のあり方ということについては、ばらまきと言われてもしょうがないという反省はしていただきたいと思っています。

**○石原委員** 関連で、6月議会で、私自身も確かに高校生以上にも目を向けるべきという発言、提言もさせていただきました。奈義町の例も挙げて提言もさせていただいたが、これは決まり事が必要であるから今回提案されたわけでしょうが、医療費補助についてはきちっと条例整備の形で提案されて、せんだって諮られていたが、最低限今回のことを進める、生活応援するにしても、奈義町はそのあたりの条例であったり、しっかりとした要綱をつくって提案がなされています。片や備前市はこういう形。

そういう中で市長は、市民に対していいと思うことは一刻も早く取り入れてやっていきたいという答弁をたびたびされます。先ほど、今回は予算計上のみの形ですという答弁があったが、条例であったり要綱、そこらの整備をすべきではないかとか、してからこういう予算計上をして提案すべきではないかという議論はなかったのか。そこはもう必要なしでとりあえず予算だけ進めてこの事業で行きましょうという議論で終わったのか、そのあたり、議論の流れを。

**○高山保健福祉部長** 条例なり要綱ということですが、もちろんこういう応援事業をするわけですから、最低限要綱は必要であるというふうに考えています。現在、実施している高齢者と子供世帯の分についても、要綱を整備して実施しています。それに準じて、このたび要綱の制定とあわせて予算提案という形で要綱についても現在最終的な整備をしているところです。

**○橋本委員長** 要綱はできているのか。

**○高山保健福祉部長** 要綱については現在案としてはできています。ただ、最終的には予算を認めていただけたら、それを起案して決定するという手順になります。

**○石原委員** 先ほどの市庁舎整備等にちょっと戻って確認ですが、合併特例債の期限がたびたび

話題に上るが、今手元にお示しいただいたスケジュールを見ながらの確認ですが、合併特例債、31年度末ですが、31年度末までに、厳密に言えば工事自体、建設工事全てが終わるのがそこまでののか駐車場整備も含めてそこまでののか、移転もそこまでに完了しないといけないのか。平成32年3月31日の位置づけについて御説明いただければ。

○佐藤総合政策部長 工事は終わっておくという必要があります。あと、引っ越しについては、それは単に事務的な作業ですので、そちらはできていなくてもいいということです。

○石原委員 工事は全てということで、駐車場も終わっておかなければならないということでしょうか。

○佐藤総合政策部長 駐車場も含めてです。

○石原委員 それから、あくまでこれは概算というか見込みでしょうが、ちょうど丸々2年間の工事期間をとられているので、この期間についても多少の変動の余地はあろうかとは思いますが、合併特例債の期限を目指すのであれば一つの手法として、今回施設の解体についての設計費用も同時に計上されているので、そこについてももし仮にここで認められれば解体工事は少し早まる可能性はあるのか。仮にここで解体の設計費が認められて設計が進めば、解体は平成30年度から整備に着手するとのことだが、それが少し数カ月早まることもあり得ますか。

○佐藤総合政策部長 全体のスケジュールからして解体が一番に始まります。その解体工事が前倒し、解体の設計だけ先にできれば前倒しということも考えられなくはありませんが、今先ほどお示した2年間という工事期間そのものが、これ自体がもうきつきつになっていますので、これが早まると、縮まるということはほぼないと思います。いっぱいいっぱい使うと思われまので、解体がちょっと早く始まったといっても全体が前にずれるということはないので、先ほどから申し上げているように、平成31年度末までに全部を終わらそうとすると、ここで実施設計までを一括で契約していきたいということが前提という考え方です。

○田原委員 関連で、アルファを仮庁舎に使おうという下心があるからそういう発想が出てくるので、仮庁舎を例えばそういうことに必要のない日生なり吉永なりでやっていくという形で、工事を1棟目、2棟目というような潰し方をするとか、そういう基本設計のあり方、その分によってがらっと変わってくると思う。もう少し工夫すれば今の解体工事を早める方法だって私はないとは思えないが、いかがですか。

○佐藤総合政策部長 先ほども答弁させていただきましたように、解体工事が少し早まるということはあると思います。と思いますが、全体がもう24カ月でもうきつきつなので、全体がちょっと前に早く終わるといようなことはないので、平成31年度末までにどうしても全部はかかってしまうだろうということです。

○田原委員 30、31ページの幼保一体型施設整備費の工事請負費のうちで、今回新たに外構工事で1,500万円組まれている。これは、補助工事の中に入っている工事かどうか。

○高山保健福祉部長 補助対象かどうかについては把握できていないので、後ほど答弁させていただきます。

○田原委員 全体工事、これだけの工事でやりますから補助申請をし、起債適用の工事を発注するわけです。だから、当初予算で幾らかこれを含めて組んでいたのではないかとこの質問を主査にさせてもらったんです。

○橋本委員長 暫時休憩します。

午前10時46分 休憩

午前11時00分 再開

○橋本委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

○高山保健福祉部長 先ほど田原委員から御質問のあった件について回答させていただきます。

吉永幼保一体施設整備の外構工事については、補助の対象になりません。

○田原委員 それは、別途にこういう予算を組むからならないのであって、この保育園をつくるのはこういうようなことだということで補助申請をしたらなっていたという可能性はないのか。

○高山保健福祉部長 このたび、この工事の関係で補助が一部ございます。それについては旧幼稚園が耐震化ができていなかったということで、耐震化をする、あるいは建てかえをするという部分については、文部科学省の補助対象となるというふうにお聞きしています。したがって、今回こども園でするので、保育園部分と幼稚園部分がございます。その中の幼稚園部分に係るところが補助対象になるというふうな制度がなっているというふう聞いています。

○橋本委員長 最初の答弁の補助対象外だという答弁と、今の答弁だと私にもわからないが、わかるように説明してください。

○高山保健福祉部長 先ほどの御質問で外構工事は補助対象であるかということでございましたので、これは補助対象ではありませんということです。

○橋本委員長 そうです、はい。

○高山保健福祉部長 あと、園舎でございますけども、園舎については……。

○橋本委員長 園舎のことは聞いていないです。

暫時休憩します。

午前11時01分 休憩

午前11時02分 再開

○橋本委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

○高山保健福祉部長 ただいまの御質問の件ですが、これは当初に組み込んでおりましたも補助対象とはなりません。今回の施設整備の中で補助対象となる部分は、こども園の中の幼稚園部分に係るところのみが補助対象ということです。そのほかこども園の中の保育園部門とか、それから外構については補助対象とならないということです。

○田原委員 わかりました。

それで、勉強不足で申しわけないが、今回契約変更をやりましたね。

○橋本委員長 いや、やるんです。

○田原委員 予算案が出ていますね。あの中で出てきている残土処理費のこととか、それは今回

の予算にはどのように反映されているのか。

**○高山保健福祉部長** このたびの設計変更において、工期の変更と約2,800万円の契約額の変更が入っています。今回補正予算1,500万円上げていますのは、本体工事として当初の契約が5億5,944万円です。それに対して契約変更で2,828万3,000円増額となりますので、これを足しますと5億8,772万3,000円となります。

そのほかに予定している工事としての外構工事がございます、これは3つに分かれるわけですが、水路、外構、その他外構が2つということで契約を予定していますが、その分については合計で約3,340万円程度というふうになります。

これを全体合わせますと、トータルでいきますと6億2,500万円余りとなります。したがって、現予算の6億1,000万円から1,500万円ほど不足するということとなります。

**○田原委員** もう細かい数字はいいです。もうそんなことは事務方の仕事なので。大ざっぱな話をしているので。当初予算でこれだけの予算を組んでいました、それで新たに当初計画していない3,000万円幾らでしたか、残土処理に経費がかかりました、それは予算内であるから工事は先にさせてもらいました、それで足りないようになったから今回1,500万円の予算を外構工事ということを取ってつけて今回予算を組んだと、こういうような解釈の仕方をしているが、そういう受けとめ方でよろしいのでしょうか。

**○高山保健福祉部長** 委員がおっしゃいますように、今回4月の時点でカルシウムの処理が通常の残土処理では不可能で産廃としての処理が必要となるということで、その経費が2,100万円程度発生しています。これについては、本体工事を執行していく中で工法がそういうカルシウムがありますと土壌が軟弱になりまして……。

〔「いや、そんなことはどうでもいい。予算の組み方を言っている。委員長、私が聞きたいのは……」と田原委員発言する〕

**○橋本委員長** 休憩します。

午前11時07分 休憩

午前11時11分 再開

**○橋本委員長** 休憩前に引き続き委員会を再開します。

**○田原委員** 休憩中にいろいろ話を聞いたので、この件については聞きません。プールのことを聞かせてください。

さっき主査にお尋ねした小学校のプールは御苦労さまでした、ありがとうございますということで、中学校のプール、何か山本成委員が大変殊勝な発言をされたようですが、中学校のプールについての基本方針だけ聞かせてください。

これは、去年のヘルSPA問題と絡むので、これから中学校のプールを今後どういうふうにしていこうとするのか基本方針を聞かせてもらいたい。これは、吉永中学校のプールも恐らく工事そのまま残骸が残っていると思うし。これ教育委員会か。

○谷本教育部長 似たような御質問が委員会であったかと思えます。学校教育課長が答弁したわけですが、いわゆる小学校の場合は指導要領上で相当時間数があるので……。

〔「もう小学校はええ、中学校を今後どうするかということ」と  
田原委員発言する〕

それに比べて、中学校は時間数的にも少ないかつできなければというような文言もありますので、今現在はヘルスパとか久々井の温水プールというような他施設を使うという流用の方法をやっています。今後もその方向性については変わらないと思っております。

○田原委員 それはわかっているが、あと残骸をどういうように、そのスペースを、跡地利用について、どうするというような基本的な考え方です。

○谷本教育部長 基本的には解体撤去ということを考えていかなければいけないと思っておりますが、ほかにその場所を使って、例えば土台を使って何かできるようなこととか、有効利用できるような方法があればというのは検討していきたいと思えます。

○田原委員 1点だけ。保健体育施設についてお尋ねします。

修理費が、今回私たちは全会一致で日生の野球場、久々井の体育施設の補修をお願いしました。しかし、それは見送られたようです。しかし、今回整備費がついているが、その整備費の、きょうは予算委員会ですか、予算に絡んであえて聞かせてもらっているが、これを協議するとき、そういうことについての予算ヒアリングとか予算要望がどういふようになっておったのか、来年度するというようなことであれば、そういうような協議もあったのなら聞かせたい。大ざっぱでいいです、細かい数字は要らないです。

○大西市民生活部長 この前決議された久々井の運動公園のトラックの件ですが、一般質問の答弁にもありましたが、金額的にも大きいということがあるので、単市でやるということはなかなか難しいと。今回の補正では補助の対象はとれないということがございますので、まずはここでは見送らせていただいています。

今後の方針については、当初予算の編成までに、手法であるとかお金の調達方法とか、そういうことも含めて再検討させていただきたいと思えます。

それから、日生の野球場ですが、担当が私どもではないので、お答えができません。

○橋本委員長 日生の野球場はどなたが答弁されますか。

○中島まちづくり部長 日生の野球場についても、詳細をしっかりと聞いて今後どうしていくかということを検討していきたいと思っております。

○星野委員 日生、吉永総合支所及び三石出張所に係る整備基本構想委託料、これは建てかえを大前提とする構想だと思っておけばよろしいでしょうか。

○佐藤総合政策部長 今の建物を解体して、そこに複合施設を建てるとしたらどういうものができるだろうかという基本構想を策定する委託料です。

○星野委員 建てかえ以外の耐震化工事、改修工事などは全く考えていないということによろしかったでしょうか。

○佐藤総合政策部長 耐震補強するというのも手法としてはあるかとは思いますが、今回はそういう手法ではなくて建てかえるということを考えているということです。

○掛谷委員 この委託料で、日生、吉永、三石かねて公共白書、これは一応出されている。それから、公共施設のマネジメントいわゆる統廃合の関係等々、そういう一環の中でのこういうことを決められている、いわゆる制度化というか、その計画のもとでこれを考えて出されているのか。

もう一点は、本庁舎移転するときにこれを解体すると、これも設計委託だからすぐかどうかわかりませんが、総合支所等に本庁舎の方々を職員の皆さんに配置していただくという委員の皆さんの御意見もあります。そういう中で、いわゆる向こうがもう解体することになったらもう行けませんでしょう、職員が。それはかぶらないのかと、それで市長はかぶるという話があったと。その3つのところは、基本的には職員の皆さんは行くことは考えてはいないのか。

○佐藤総合政策部長 今掛谷委員がおっしゃられたのは、公共施設等総合管理計画のことだろうと思います。その中には施設の再編、統合ということも内容としては載ってきます。先ほど言いましたように、総合支所だけではなくて複合施設をするということは、古い施設を一つにまとめるということで再編ということが前提ということですので、総合管理計画の内容に乗っ取った内容になっていくということです。

それから、本庁舎の工事中の仮庁舎については、22日の委員会の中でもお話しさせていただいたが、できるだけ仮庁舎は使わなくてもいいような方向で考えているということを申し上げています。

○掛谷委員 最後のところで、仮庁舎をそういうところに行かなくても済むように現存のところ、いろんなところを活用して、総合支所や吉永に行かなくても何とかできると解釈しているのか。

○佐藤総合政策部長 今ここで全然使わなくて済むだということは申し上げられませんが、できるだけ使わなくて済むような方向で考えていきたいということです。

○川崎副委員長 関連で、先ほどは建てかえということであれば、複合施設ということであれば合併特例債を使えるということですが、既存施設を耐震化して複合施設にする場合には、合併特例債の耐震化工事費用というのは対象になるかどうか確認したいと思います。

○佐藤総合政策部長 改修の工事の程度によると思うが、単に修繕的な改修だけでしたらもともと起債の対象にはなりません。大規模な改修を行って、なおかつ施設の統廃合を行うということであれば、合併特例債の対象になるという、あくまで可能性でございます。可能性はありますということです。

○川崎副委員長 単なる修繕ではないでしょう。日生総合支所、吉永見ても、三石見ても、もう古いぼろぼろで、相当やはり耐震化基準をクリアしようとするれば、大規模改修によるしか、私は耐震化基準のクリアはできないというふうに素人なりに思っている。単なる修繕程度で合併特例債の対象にならなくても耐震化というか、基準はクリアできるのか。私はできないと思っている

が。

○佐藤総合政策部長 今考えていますのは、単なる修繕で複合施設をつくろうということではないので、建てかえて複合施設をつくろうということを考えていますので、今委員がおっしゃられたのとはちょっと違うのかなと思います。

○川崎副委員長 いや、意見がいろいろあるわけです。なれ親しんだ総合支所が耐震化しないで活用できるならしたらいいのではないかという意見もあるので。それを耐震化して、日生なんかは全然柱がないので、区割りが複合目的というか十分できると思う。だから、そういうやり方で耐震化と複合施設、内部構造を変更した場合には間違いなく合併特例債の対象になるという理解でよろしいか。

○佐藤総合政策部長 あくまで仮の話ですが、今ある支所に大規模改修をして耐震化工事ができたとして、そこに複合施設をつくるということであれば、恐らく対象になるのではないかというふうに思われます。

○田原委員 何も合併特例債にこだわらなくてもいいのではないか。過疎債でもできるし、同じ条件かむしろ過疎債のほうが有利かもわからない。そういうことになると、何も本庁舎と一緒に、やってくれたらいいですよ、ぜひ日生の庁舎もいいようにしてもらいたい、だけど何もこの本庁舎と時期を一緒にしなくても、合併特例債にこだわらなくても過疎債という制度もあるわけだから、時期をずらして、2年ほどずらせば十分できるでしょう。そういう形で財政的に見ても、一遍に起債の返還もできるだけなだらかにしたほうがいいわけですし、そういうこともひっくるめて言えば説得力があるが、どうも合併特例債と一緒にやろう、一緒にやろう、一緒にやったほうが日生、吉永の人が喜ぶと思ってくれていることはわかるが、その辺の辛抱は恐らく話をしたらしてくれると思うので、余り無駄遣いのないような方法をぜひ考えていただきたいということを補足で。そういう考え方はだめだというなら言うてください。

○橋本委員長 過疎債は考えられなかったのかどうか。

○佐藤総合政策部長 過疎債については、総合支所とか出張所の機能の部分については当たりません。使えないということです。複合施設であれば、複合する部分については過疎債の対象になるということです。手法としてはそういうことも考えられるかなと思います。

○田原委員 ですから、複合施設であるとか一部大修繕とかそういうことを過疎計画の中に当てはまりそうな事業を盛り込んでおいて、持続可能な一つ政策を、まちづくりを考えてほしいということです。

○星野委員 先ほどの答弁で、公共施設等総合管理計画にのっとっているというニュアンスの答弁があったと思うが、一般質問の答弁では個別具体的な施設については踏み込んでどうしようという考えは記載しないという答弁がありました。どちらが正しいのか。

○佐藤総合政策部長 予算審議ですが、公共施設等総合管理計画には一般質問でもお答えしたとおり、個別具体的な施設の名称までは書き込むということは予定していません。

○川崎副委員長 田原委員の関連で、合併特例債ばかりが頭にあって、過疎債と辺地債というよ

り有利な債権があったなど。それについて、億単位の、建てかえるとしても、耐震化するとしても、3カ所全部やるとすれば相当な規模になると私は思っています。

そのときに、橋を上げるときには時代がよかったのか辺地債や過疎債か何か使ってより有利なものをやってきたが、今後、合併特例債以外の過疎債、辺地債で3カ所の耐震化なりの金額の借り入れというのは、十分に31年度以降、32年3月以降でもそういうものは順調に確保できる見通しはあるのか。

○佐藤総合政策部長 辺地債については、辺地地区というのがございます。辺地地区には、日生でいえば現在のところは頭島、大多府、それから吉永の三国地区というところがございますが、総合支所、出張所がある部分については辺地地区に該当しているところはございませんので、辺地債は使えないということです。

〔「過疎債は」と川崎副委員長発言する〕

過疎債は、先ほど田原委員の御質問にお答えしたとおり、過疎債は対象になるということでございます。

○川崎副委員長 金額的に3カ所を、全て災害のときの拠点になるので、相当な耐震化なり、もし建てかえないにしても相当の耐震化の費用が要るだろうと。そういったものが十分に合併特例債以降の過疎債でそういう財源を確保できますかというこの質問。

○佐藤総合政策部長 御存じのとおり、過疎債については、対象事業費の100%が起債対象にはなるが、国全体の過疎債の枠をオーバーしてしまう場合には全部が備前市に配分が来ると、100%全部が配分されるということではないという現状がございます。ということですので、全部を、今委員がおっしゃられたように、全て対象が、配分はもらえるのかと言われると、そうは言い切れないということがございます。

○川崎副委員長 ということになれば、年度をずらして日生から吉永、三石とかというふうに入人口が多いところからしたほうが理想かなと私は思うが、地域によってはお叱りを受けますが。やるとしたら年度をずらしていけば、十分に国からおりてくる過疎債の枠で建てかえも含めた耐震化なりは十分にできると。

それ期限がないわけでしょう、合併特例債のような。期限がないからゆっくりやるということもできるのか。

○佐藤総合政策部長 過疎債についても、今の過疎法にもやはり適用期限がございます。その期限が来ると、恐らくその現状の過疎法に準じたような法律が延長されるわけでしょうが、今のところは期限がございますので、それを過ぎると過疎債自体もなくなるということにはございますが、恐らく借りられるのではないかなというふうには思います。

○尾川委員 部長に確認ですが、前に新聞に日生地区の離島かどうかかわからないが、過疎地域から外れたというふうな表現で新聞に出ていた。その辺をちょっと確認したい。辺地か過疎か、どっちだったか。

○佐藤総合政策部長 過疎から外れるということはないと思いますが、離島振興地域から外れる

ということはありません。これは来年の3月31日をもって外れることになっています。

○石原委員 同じくその委託料について、るる説明がありました。ここでお聞きしたいのは、今回測量調査設計委託料になっているが、細部説明では整備基本構想策定のための委託料ということだが、我々委員としてここでもし仮に認められた場合、この整備基本構想なるものは、それぞれの支所、出張所についてこういう役場、支所、施設を目指していきましょうというような文言、基本理念であったり、そういうものが文言の形で出てくるのか、具体的な絵になって図面になって出てくるのか、そこらあたりをちょっと。

○佐藤総合政策部長 これもう発注する際の仕様書によると思うが、できれば絵も1枚ぐらいはつけていただいたような成果品でいただきたいというふうには考えています。

○石原委員 合併特例債を活用してというような市長の意向、答弁もございました。先ほども本庁舎の件もあり、本当にタイトなスケジュールの中で本庁舎整備もぎりぎりのところで進めていく。それに加えてこれら3つの施設、支所も加えてです。31年度末を目指していく。今度、新たに専門の部署もできるわけでしょうが、よりタイトになって、何か全てが中途半端になって不十分なまま仕方ない、しょうがないからみたいな、進んでいく危惧が、市民の皆さんからもそういう懸念の声もいただいているが、いかがでしょうか、大丈夫でしょうか。

○佐藤総合政策部長 委員も御心配いただいておりますように、大変大きな事業を抱え込むこととなりますので、そちらも私どものほうもそれは心配しております。ですが、これはどうしてもやらなければいけない事業ですので、それなりの体制をとってやっていきたいということでございます。

○橋本委員長 質疑を打ち切りまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第88号の原案についての質疑を終了します。

次に、本案に対し立川委員から修正案が提出されております。

配付してください。

配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なしと認めます。

それでは、修正案の提出者の立川委員から説明を願います。

○立川委員 修正案を提出させていただきます。

議案第88号の備前市一般会計補正予算（第2号）中、まず2款総務費の1項総務管理費の補正額を6,000万円減額する修正を求めるものであります。細目としては、17目庁舎建設費の13節委託料、測量調査設計等委託料1億円のうち6,000万円です。

この測量設計調査等委託料の内訳は、新庁舎建設に係る基本設計委託料2,600万円、実施計画委託料6,000万円、既存庁舎解体設計及びボーリング調査に係る委託料1,400万円と明らかになりましたが、基本設計委託料2,600万円と既存庁舎解体設計及びボーリング調

査に係る委託料1,400万円については理解ができますが、実施設計委託料6,000万円については、どうにも理解の範囲を超えてしまうのです。

そもそも新庁舎建設については、多くの市町村もそうであったように、基本設計を行い、パースをつくり、市民や各方面等より広く意見を聞き、しっかりと計画を固めて実施設計を行い、進めていくものではないでしょうか。合併特例債の期限を盾に時計を人質にとるがごとき所業は、当市の職務遂行能力の欠如を大衆の面前にさらすようなものであり、避けるべき行為かと考えます。

市長選を控え、基本設計と実施設計を分離しておくことは理にかなっており、基本設計が市民合意のもとで行われてさえいれば、期間短縮を要する場合、議会は臨時議会、審議等、必要な協力を惜しむものではないと考えます。

どうか50年、100年先を見据え、しっかりとした手順で市民に納得が得られるよう再考を願ひ、減額を求めたいと思います。

次に、3款民生費の3項児童福祉費の補正額を6,030万7,000円減額する修正を求めます。細目としては、1目児童福祉総務費の19節負担金補助及び交付金のうち商品券交付金5,500万円と関連事業費並びに繰越明許費の減額を含むものです。

これは、市内高校生に1人5万円の商品券を配布するものであり、今定例会で提案されている高校生の医療費無料化案とセットで市内の高校生を支援し、子育て世代を応援し、あわせて商品券により市内商工業者も支援するという事業であります。なるほど、耳に心地よい響きではありますが、果たして本当に今必要な事業なのでしょうか。

高校生を支援することには異論を挟むものではありません。今回は医療費の無料化での支援が提案されていることから、高校生になりたくてもなれない事情のある子の支援は考慮されましたでしょうか。商品券交付事業は一過性の事業なのでしょうか。一般財源の充当ですが、継続事業とするなら財源の確保は考慮されましたでしょうか。市内業者への貢献であれば、過去の実績分析は十分でしょうかなど、多くの疑問が残されると思います。

提案を申し上げるなら、商品券交付ではなく、有利な奨学金制度の創設などの方法を検討されるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

以上を鑑みると短絡的な商品券交付事業とするのではなく、もっと知恵を絞り考えるべきであり、再考を促す意味で当該予算の減額を求めたいと思います。

以上、議会がこれまで再三再四、いいかげん改めてくださいと申し上げてきた政策、施策決定の透明性が欠落していることもつけ加えて修正案の提案とさせていただきます。

**○橋本委員長** 修正案提出者の説明が終わりました。

これより修正案の提出者に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を打ち切りまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、修正案の提出者に対する質疑を終了します。

以上で議案第88号に対する全ての質疑を終了します。

これより採決をしますが、討論を望まれる方おられますか。

修正案に対して反対だとか、賛成だとかという討論、みずからの意見を望まれる方がおられたらここで御披露願いたいと思います。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

特段に賛成意見、反対意見がないようでございますので、議案第88号を採決します。

なお、採決については、まず修正案について採決を行い、その修正案が可決された場合は、続いて修正部分を除く残りの原案について採決を行います。修正案が否決された場合は、原案について採決を行います。

それではまず、修正案について採決します。

修正案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

ちょうど半数です。

賛成が7。挙手以外は反対とみなして可否同数であります。よって、委員会条例第17条の規定により、委員長が本修正案に対する可否を裁決します。

委員長は、本修正案について可決と裁決します。

続いて、ただいま修正可決した部分を除く残りの原案について採決します。

修正部分を除くその他の部分については、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員。よって、修正部分を除くその他の部分については原案のとおり可決されました。

続いて、少数意見の留保を希望される方の発言を許可しますが、ございますか。

修正案が可決されたことに対して少数意見だという方はおられますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

少数意見の留保を希望される方はおられません。

暫時休憩します。

**午前11時44分 休憩**

**午前11時44分 再開**

○橋本委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

○立川委員 議案第88号一般会計補正予算（第2号）に対する附帯決議の提案がありますが、よろしいでしょうか。

○橋本委員長 本案に対して立川委員から附帯決議案が提出されました。

配付願います。

配付漏れはありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

立川委員から附帯決議案の説明をお願いします。

○立川委員 議案第88号平成28年度備前市一般会計補正予算（第2号）に対する附帯決議。

日生、吉永両総合支所及び三石出張所の測量調査設計等委託料については、施設の老朽化対策、耐震化対策だけでなく、建てかえを前提とした整備基本構想の策定であり、しかもようやく動き始めた新庁舎建設と同時進行するという説明もなされたところであります。

事業の計画性、透明性が図られておらず、その進め方に懸念を感じざるを得ないものであると考えております。今後、予算の執行に当たっては、市として本事業の計画全般について委員会への構想策定の経過や内容等を十分報告していくことを求めるものであります。

以上、決議するというので説明させていただきます。よろしくをお願いします。

○橋本委員長 ただいま附帯決議案の説明が終わりました。

これより附帯決議案について質疑のある委員は御発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を打ち切りまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終了します。

これより採決します。

議案第88号に対し、先ほど配付しました附帯決議を付することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数でございます。よって、本案にお手元に配付の附帯決議を付することに決しました。

以上で議案第88号の審査を終了します。

なお、先日継続審査とした議案第96号平成27年度一般会計歳入歳出決算の認定については、レジュメに記載している日程により、各分科会において所管の審査を行っていただき、11月8日に総括質疑、採決を行いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、これをもちまして予算決算審査委員会を閉会します。

皆さん、御苦労さまでした。

午前11時47分 閉会